

平成 2 5 年

第 8 回 飯 館 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

自 平成 25 年 10 月 28 日
至 平成 25 年 10 月 28 日

飯 館 村 議 会

平成25年第8回飯舘村議会臨時会会期日程（案）

（会期1日間）

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	10.28	月	本会議	午前10時00分	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>閉 会</p>

平成25年10月28日

平成25年第8回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）

平成25年第8回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	平成25年10月28日（月曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成25年10月28日 午前10時00分				
	閉会	平成25年10月28日 午後 2時30分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席12名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 招欠 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	4番 北原 経		5番 松下 義喜		6番 伊東 利	
職務出席者	事務局長 齊藤 修一		書記 山田 郁子		書記 糯田 文也	
地方自治法 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	住民課長	濱名光男	○	健康福祉課長	藤井一彦	○
	生活支援対策課長	細川 亨	○	会計管理者	但野正行	○
	教育委員長	佐藤真弘	○	教育長	八巻義徳	○
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	佐藤榮一	○
	農業委員会会長	菅野宗夫		農業委員会局長	但野正行	○
選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成25年10月28日(月)・午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提案理由の説明
- 日程第 4 議案第65号 平成25年度飯舘村一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 5 議案第66号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第67号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第68号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第69号 災害公営住宅飯野町団地建設工事請負契約について

()

()

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第8回飯舘村議会臨時会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件1件、条例案件3件、その他案件1件の、計5件であります。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。去る10月2日の第7回臨時会閉会后、飯舘村議会広報編集特別委員会が開催され、委員長に飯樋善二郎副議長、副委員長に渡邊 計議員を選任した旨、同じく高速自動車道整備促進特別委員会が開催され、委員長に飯樋善二郎副議長、副委員長に松下義喜議員を選任した旨、同じく分収造林の分収割合等調査特別委員会が開催され、委員長に飯樋善二郎副議長、副委員長に佐藤八郎議員を選任した旨、議長に報告されております。

次に、本日、議会運営委員会が、本日本臨時会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から9月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

次に、本臨時会に説明員として、村長ほか関係者の出席を求めています。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 北原 経君、5番 松下義喜君、6番 伊東 利君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（大谷友孝君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第3、提案理由の説明

議長（大谷友孝君） 日程第3、村長提出の議案第65号から議案第69号を一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日ここに、平成25年第8回飯舘村議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、本日の村議会臨時会には、懸案でありました災害公営住宅飯野町の団地建設工事の入札が終わりまして、仮契約を締結したこととあわせて補正予算なども含め緊急を要する案件が生じたので、臨時議会を招集させていただきました。

それでは、提出した議案についてご説明を申し上げます。

議案第65号は、平成25年度飯舘村一般会計補正予算（第5号）でございます。既定予算の総額に2,316万2,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を66億7,409万8,000円といたしました。歳出の主な内訳であります。総務費として総務管理費が3,761万5,000円です。衛生費として保健衛生費が6,367万1,000円のマイナスでございます。農林水産費として農業費が694万2,000円あります。教育費として社会教育費4,117万6,000円を計上いたしました。なお、これらを賄う財源として、国庫支出金、県支出金、基金繰入金、繰越金を充当するものであります。

議案第66号は、村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。この改正は、村長と副村長の給料月額を村長は現行30%減から20%減額に、副村長は現行20%減額から10%減額に改正するものであります。

議案第67号は、教育長の給与・勤務時間その他の勤務条例の一部を改正する条例であります。この改正は、教育長の給与月額を現行20%から10%減額に改正するものであります。

議案第68号は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例であります。この改正は、他市町村から応援をいただいている任期付職員に扶養手当と住居手当などを支給できるようにするためのものの改正でございます。

議案第69号は、災害公営住宅飯野町団地建設工事請負契約についてであります。去る10月23日、7社による指名競争入札の結果、株式会社英工務店が落札をいたしましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は7億1,400万円でございます。

以上が今回提出いたしました議案の概要であります。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

（午前10時07分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時50分）

総務課長（中井田 榮君） 先ほどご説明しました議案について、1つ訂正をさせていただきます。

ナンバー1の議案書を開いていただきまして、目次ですね、一番下、議案第69号の災害公営住宅飯野町団地建設工事請負契約の締結についてとありますけれども、この「の締結」の部分を3字削除をお願いしたいということで訂正をお願いします。申しわけありませんでした。

議案のほうは間違いございません。議案の内容については間違いございません。

◎日程第4、議案第65号 平成25年度飯舘村一般会計補正予算（第5号）

議長（大谷友孝君） 日程第4、議案第65号平成25年度飯舘村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） まず、15ページにある旅費の部分で50万円。今回の11月3日、4日、ふれあいの15人も含めて、今後全体の30人分というお話ですけれども、この部分について参加する職員は旅費相当出る。関東地方の集まった方は自分の自費で集会、会場までは来なくてはないとなるのでしょうか。その部分の手当はどうなっていくのか。

あとは、顧問弁護士謝礼1回6万円。弁護士さんですから、それなりの規定の金額がありまして、何回云々でなくて1回来れば6万円となっているのか、このことによって年間にしろ、1回にしろ、何件のご相談があるのか。

その下の関東地方の話でありますけれども、旅費も含め食糧費も含め会場使用料も含め、いろいろ予算提示をされておりますけれども、これは関東地方に避難されている皆さんからどれだけのこういう集会をやってほしいというものが何人の方から何%なり、そういう要望があつて、ぜひこんな企画で云々という、村民が皆さんに執行者に声を寄せたり皆さんと一緒に集会内容を検討したり、村民の顔や声が見える状態でやったのか、経過も含めて伺うものであります。

あとは、17ページにあります住環境放射能測定業務、マイナス8,700万円ですか。これは経過からすればガンマーカメラを購入していく中で国が全額買っていただけるという説明をずっとしてきたんですけれども、ここに至ってマイナスという、そのかわりにモニタリングで出てきたというお話ですけれども、今まで説明したことと、今回の違いと理由ですね、そういうことを伺いたいと思います。

あとはモニタリング業務、179戸やるという話ですけれども、その選定方法と、いつからやっていつまでやって交渉はいつきちんと公表するのか。村民がせっかくやっても公表もなければどこをどれだけ、なぜ私のうちはやってももらえなかったのかということでは困るので、その辺も伺うものであります。

公民館の19ページ、相当な額面でありますけれども、公民館のことについても村民の声や公民館に関する、今まで事故前今までのいろんな部分があったわけですがけれども、そういう人たちの考えをどこでどう生かそうとしているかわかりませんが、単なる壊して新しく建てた、どこかに投げて公民館、こんな形につくってもらうんだと、独特の村長の判断でどんなことをやるかわかりませんが、村民の顔や声が生かされる工夫なりそういうものはあるのかどうか。以上伺うものです。

総務課長（中井田 榮君） まず、15ページの第1点目の、旧の旅費の50万円の増額補正、研

研修旅費でありますけれども、実は先ほどもご説明しましたようにふれあい号の15人を含む30人分の旅費でございます。関東圏のということでふれあい号の旅費をとらせていただいたわけでございますけれども、職員につきましては仕事の一環ということで、研修旅費でありますので、今回15人のふれあい号の職員の添乗も含む30人分の研修旅費を今回の増額補正をさせていただいたところでございます。

2点目の、4段目の86万円の顧問弁護士の謝礼の増額補正でございますけれども、1回来れば6万円なのかということでございますけれども、実は5月9日から10月10日まで賠償、東電関係の弁護相談を受けておりますけれども、15回やりまして現在38人の方、1回当たり平均2.5人から3人ということでありますけれども、個別相談につきましては午後1時半から4時までということで、大体1人30分から40分を目安に個別相談をいただくということで、今回1回当たり6万円の個別相談の報償をとらせていただいたところでございます。

3つ目の11月11日の東京で行います関東方部の避難者の集いでありますけれども、村におきましては第1版にありますように村民一人一人に寄り添うということでございまして、大体90%がこの飯舘村から2時間圏内のところに避難して仮設住宅さらには県の借り上げ住宅に避難してございまして、自治組織をつくりながら90%のところはカバーしながら避難者の対応をしてきたわけでありまして、避難後関東圏に行っていらっしゃる避難者の方々には集いという形でやっていなかったということもあつて、いろんな形でやっていただきたいという声もありましたので、第1版の復興計画にもありますように村民一人一人に寄り添うということも含めて今回初めてでありますけれども、集いを開かせていただくということで今回補正を計上させていただきました。よろしくお願ひいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からはガンマーカメラの分についてご説明申し上げます。

2点ほど内容的にありましたが、まず1点目でありまして、今まで国の加速事業でやる部分と今回の計上の違いという部分でのお話であります。まず国に上げております8,700万円の減額でございますが、これは先ほど説明がありましたように、国の補助金等使いまして2カ年計画で除染を実施した箇所ガンマーカメラで除染の状況を見るという部分の狙いで上げさせていただいたところであります。その後、国といろいろ共有する中でなかなか国としては事業として取り扱いが難しいという話がありまして、何らかの対策がないかということでありまして、県で今回100%の事業があるということで今回国の予算計上をおろしながら県の事業の事業費を計上させていただいたところでございます。

先ほどのおただしの中で、ガンマーカメラを購入してという説明があつたということですが、確かに当初ガンマーカメラを購入しながら状況を把握しようかという部分がありましたが、ガンマーカメラ自体が日進月歩で時代の流れによって性能もよくなっているということで、購入してしまうとやはり新しいものができて更新をするという部分が難しいかなということでありまして、ここにありますように購入をせずに委託事業で行ってきたいということで、国の事業も上げてきたというところでございます。でありますので、県

に変わりましたも委託という形で進めさせていただければと考えております。

県の事業内容としまして、179戸という部分がありました。この設定方法、あとは工期的なもの、そういう部分についてご説明いたしますが、まずは戸数でありますけれども、一応除染を終えたところを検証していきたいという部分でございまして、今二枚橋・須萱、白石等含めまして、9月から着手した関根・松塚、大久保・外内、前田・八和木の終了したところを検証していきたいということで、見込率等掛けまして179戸と設定をさせていただいたところでございます。

今後、予算を認めていただければ11月から終わったところについて除染の終了したお宅との日程調整をしながら進めていきたいということで、できれば年内には終わりたいなという、雪の降る前には終わりたいと思っております。カメラを1カ所に4台ほど入れて、1日4軒くらい回ってきたいという考えをしております。ガンマーカメラ、測定に時間がかかるということもありますので、一気に1カ所を短時間に終わるようにということで、4台を入れるという計画をしております。

公表という部分でございまして、今回の委託事業の中に成果報告作成という部分も委託業者の専門的知見なども入れながら、それぞれのお宅に成果報告も出していきたいと考えているところでございます。以上であります。

教育課長（愛澤伸一君） 私からは19ページ、公民館建設工事につきまして村民の声をどう反映させていくのかというご質問にお答えしたいと思います。公民館の改築工事について現在係の中で作業を進めているところでございまして、現在新しい公民館の基本構想の原案を作成中でございます。住民の皆様にはこの原案をまとめまして11月上旬にも公民館運営でお世話になっております社会教育委員さんでありますとかスポーツ推進委員の皆様、あるいは文化協会に加入されている団体の皆様等に声かけをいたしまして、一応基本構想の段階でご意見を頂戴したいと考えております。

その後、流れとしましてはプロポーザルを行って基本設計という段階に入っておりますので、基本設計に入りますと図面もある程度見えてまいりますので、その時期にも改めてまた住民の皆さんにお示しする機会があるのかなと思っております。以上です。

7番（佐藤八郎君） まず、ふれあい号の部分では、公務だから15人については、15人って公務も含め30人分というのは要するに何、今回30人分なの。そういう意味じゃないんでしょう。答弁聞いていると30人という話になるんだけれども。そうしますと、これに参加する人たちは出発がここになるのかどうかあれですけども、そういう旅費は自分持ちで、かかる費用全体では、1万円負担ですけども、実際には2万8,000円なのか2万3,000円なのかわかりませんが、その部分の残った部分は公費負担ということになってくるのでしょうかけれども、そういう中でそういうものも含まれて行っているということですね、参加者101人の方は。

総務課長（中井田 榮君） ご質問のとおりでありまして、なお職員の旅費につきましては10年前もバスツアーをやったわけでありまして、その際と同じくいただいた旅費は全額会計に出しまして、それぞれの職員がいただくわけじゃなくてあくまでも全額ふれあい

号のかかる経費として、予算ではとらせていただきますけれども、ふれあい号の会計の中に入れて全額処理をしていくというかお出しをしていくという形になります。

あと、今ほどご質問のありましたように、ここのかかる経費については前に委託料でとらせていただきました金額についてとにかく参加負担金は1万円でありますけれども、その他の経費については委託料の中から全額出していくという形。今いただいた職員の旅費についてはその中に入れて全額処理をしていくという形にしていきたいということで進めてございます。

7番(佐藤八郎君) 10年前を思い出してやった、大分批判の声もあるんです。というのは、こういうのをやるときにはまず行かれない人、村民はどんな方が行かれないか、障害者いる、介護者いる、小さい子供いる、病気の方がいるとか、そういう行かれない人がどれだけいて、行かれる人は1万円と小遣いも持っていける人と、こうなるんですよ。それが10年前の感覚で、今10年たったからやろうということですけども、そういうふうに全体になっているということですか。()

総務課長(中井田 榮君) 10年前のやつをそのまま踏襲するというのではなくて、とにかく目的にもありますように全村避難でこのような形で散り散りばらばらに避難をしているそのきずなを深める、さらには群馬県高崎市からは全村避難以降ずっと職員を派遣していただいた、その御礼も兼ねて群馬県高崎方面に研修をしながらバスツアーをやりたいということでの計画でありまして、そういったことでふれあい号を進めていく。

さらには、今回行かれる人、行かれない人とあるわけでありまして、ご承知のとおり高齢者の皆様の対応に健康福祉課でやりました事業なんかも夏場のときにやらせていただきましたけれども、それなども事業として進めてございますし、いろんな形でひとり暮らし、高齢世帯の方々の対応も含めて一方ではやらせていただいて、今回のふれあい号につきましては先ほど申し上げましたようにとにかく散り散りばらばらになっているきずなを深める、さらには高崎の御礼も兼ねてということでの今回のふれあい号でございますので、ご理解をいただければと思います。()

7番(佐藤八郎君) 締め切りはいつで、締め切り時点で何名で、その後職員が随分駆け回って参加者集めている話を聞いていますけれども、その点ではどうでしょうか。

総務課長(中井田 榮君) 全協でもご説明しましたけれども、全協の資料手元にお持ちであれば見ていただければと思うんですが、参加者が全体で住民参加が101名でございます。役場の関係も含めて116名の確定をさせていただいたところでありまして、これは日程を決めて申し込みをしていただいたものでありまして、こちらからどうぞご参加をということではございませんで、それぞれ案内をお知らせ版でして申し込みをいただいて、期日を切って参加をいただいたのが101名だということで、それぞれ村民のストレス解消、さらには散り散りばらばらになった村民同士のきずなが深まるようになればと考えております。(「そんなこと聞いているんでない。締め切りに何人あって、その後何人追加して101になったんだって」の声あり) 101です。

7番(佐藤八郎君) 十分に意義が達成されるように交通安全に気をつけて行ってもらえれば。それ以上言ってもらちが明かないので次に入りますけれども、32人の方、15回相談会や

って、こういうやり方でなくて近くにある弁護士さんにお世話になってそれなりの経費で払ったほうがかえって弁護士さん今8,000円かそこらでしょう、相談内容にもよりますけれども、8,000円掛ける32人、例えば、実績いうんであればもっと安く上がるし、1回6万円必ず払う必要もないし、そして村民にとっても近くの弁護士さんと知り合いになったりなんなりしたほうが自分の生活に、非常に今後のためにも不安を少なくできるんですよ。鈴木弁護士さんに来て相談をしなければならぬという枠はめをやめたほうが本当により身近に相談して村民のためになると私は思うんですけれども、そういう点では1回6万円が高いか安いかわからず、32人ということはそういう考え方もできる。

総務課長（中井田 榮君） ご意見のとおり、そういう考え方が一方ではあるかと思えますけれども、ご承知のとおり村の弁護士は鈴木弁護士にずっとお願いしているということもありますし、さらには今回の全村避難以降村も責任を持って賠償の問題、それぞれいろいろの問題を村民とともに対応していくということもありますので、そういう意味で従来からお世話になっている鈴木弁護士に顧問弁護士、今回の相談をお願いしながら期日を決めて、ずっと相談を受けていただいておりますので詳しいということもありますので、そういう意味では今後ともこういう形で村民の不安解消に当たっていければと考えております。

7番（佐藤八郎君） どうしても、どこで会場やるのかわかりませんが、そこに集めようではなくて、相馬にいる方は相馬、原町にいる方は原町区にいる方、近くに相談にたけた方は必ず弁護士さんだから、鈴木弁護士とそんなに差がなく相談に乗れる立場にあるわけですから、福島なら福島、伊達なら伊達、近くに相談受けて相談した費用については弁護士さんからきちんと請求していただいて、身近なところで相談に乗っていくという、村民のためにそのほうがなるのではないですか。

総務課長（中井田 榮君） そういうご指摘はもっともだと思いますけれども、先ほどもお答えさせていただきましたように一貫して飯舘村のことも知っている、全村避難後の活動についても、動きについても十分に熟知をしている村の顧問弁護士でありますので、今後とも鈴木弁護士にお願いしながら村としても一貫した対応をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

7番（佐藤八郎君） 関東地方の集会に入りますけれども、これは14人分の旅費ですけれども、それ以外のそこに神奈川とか千葉とかどの人があるかわかりませんが、その関係の旅費についてと、この集会がどれだけの要望なりご意見があって開催することに決めたのか。先ほど質問しましたけれども、全く質問に答えていないんですけれども、もう一度。

総務課長（中井田 榮君） まずは、関東方部での避難者の集いの目的でありますけれども、先ほどもお答えしましたように、それぞれ避難をしているわけでありまして、90%はこの近辺に避難をしているわけですが、関東圏に避難をしている方々の集いというのは一遍もやっていないということもあって、とにかくいつどういう経過で何人いるんだというご質問でありますけれども、その辺の何人というのは集計はしてございませんけれども、その都度それぞれが電話なりお話を受けているような形で関東方部に避難している方々も村長初め議会の皆様とお話をしていきたいという要望もあって、今回第1回目の集いとさせていただきますところでございます。そういう意味で、これからのこういった要望が

出てくるかでありますけれども、まず1回目の集いをやらせていただいて、今後とも全村避難でありますから、村民一人一人に寄り添った対応をしていければと思っております。

副村長（門間伸市君） 今回の相談会といいますか、懇談会なんですが、今まで復興計画第1版から第3版まで策定をしてきました。この復興計画の住民説明会なり懇談会の中で、若い人の意見をほとんど聞かないで今後どうするんだという話をどこの会場でも言われました。それで、関東地区だけに若い人が行っているわけではありませんが、関東地区に約300人避難しています。東京、千葉、埼玉、神奈川、茨城、栃木ですね。子供さんを連れて若い人が、大部分が避難しています。

それで、懇談会の中でもご指摘がありましたので、しょっちゅうそういういろんなことができるのかと言われれば、数多くはできないと思いますが、避難して2年半が過ぎましてお知らせ版あるいはタブレット等でいろいろ情報はその都度流していますけれども、県内でやるそれぞれの懇談会なり説明会にはなかなか参加しにくい環境にあるということもあって、今回若い人たちの子供さんのことが心配で遠くに避難している方々でありますので、その辺の現在の状況なり村に対する要望なり要請なり、生の声を村と議会が一緒になって聞いて今後の復興計画第4版にどう生かしていくかというのが今回の研修の目的でもありますので、ぜひご理解いただければと思います。

7番（佐藤八郎君） こちらから行く14人分旅費は持つけれども、関東辺にいる、副村長が来る若い人が来るに当たっては自分で経費をかけてきて参加してくれと。食糧費100人分ですから、約80人の参加を見込んでこちらの14人も含めてということになるかと思うんですけれども、そうしますとこの呼びかけは若い人に参加していただくということになって進んでいるのでしょうか。

議長（大谷友孝君） 副村長。

副村長（門間伸市君） 若い人だけに限ってということではなくて300人が避難していますから、全世帯には案内はします。それで、どれだけ集まってもらえるかわかりませんが、内容を村のことを心配して思っている中でありますので、先ほど旅費の件が、集まる人たちは自費でという話ですが、今までも県内でいろいろ復興計画なり除染なり説明会をしておりますが、その際にも遠くから来ていた方もおられます。九州からもこの2年半で2回、3回ぐらい来ておられる方もいますし、その他の方も遠くから来ている方もおられます。ですから、そういう方もおられますので、今回に限って参加者の方に旅費をとなりますと公平感もございますので、ご理解いただければと、このように思います。

7番（佐藤八郎君） ガンマーカメラですけれども、当初購入は途中でやめて委託に変わって、その委託も2年という計画をしていたわけですね。それがそうでない形になったというのはこれは今後除染とのかかわりもありますけれども、今の答弁によれば終了した全戸をやっていくという。今回の分は年内に終わりたい。1カ所に4台を入れるんですが、1日4戸という流れで各世帯にだけを報告していくとなりますけれども、全村民に公表はしないということになりますか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今のところ、そのお宅への成果報告、分析等した内容で、写真等もつけながら報告書という形でまとめていきたいと思っております。

全村への周知という部分では、それについても今後検討が必要かなと思っておりますが、やはりお知らせ版等でモデル的な部分を出せるような形にしていきたいと思っておりますが、それぞれのお宅とのお話も必要かと思っておりますので、その辺については今後詰めさせていただきたいと思っております。以上です。

7番（佐藤八郎君） これは除染の関係もあるけれども、やったところは全戸やるということですね。今後、来年も再来年も。

復興対策課長（中川喜昭君） 県に今回申請するに当たって、全戸したいということでの意思表示はしております、年度の計画書も出させていただいているところでございます。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 公民館ですけれども、どのぐらいの規模やどのぐらいの、例えばアンケートによれば30%、50%、60%、いろんなアンケート、帰村についてもありますけれども、どの部分を基準にしてどのぐらいの大きさの公民館なり、そういうものはいつ村民に示すようになるのでしょうか。

教育課長（愛澤伸一君） ただいま申し上げたとおり、基本構想を取りまとめ中でございますけれども、公民館構想につきましては震災前から実は流れていた事業ということでございまして、現在は基本的な考え方を踏襲する形で面積およそ1,500平方メートル、現在の公民館と同程度のものをベースに考えているというところでございます。その中で帰村の意向を示している住民の皆さんがどのくらいおられるのかというところの人員についての算定というのを現在行っておりません。

7番（佐藤八郎君） 震災前にいろんな声が上がっていたと思うんです。せつかくつくるんですから、ある意味では視察に来るようなすばらしい施設にしようじゃないかとか、図書室とか借りながらとかいろんなお話が震災前にあったわけですがけれども、それはそれで第5次総の10年後に四千数人になる人口をもとにしてのお話でありました。しかしながら、この震災、忌まわしい原発事故によって、この状況下であってどれだけの帰村率やどれだけの建てたものの利用価値が生まれるのかというのは定かでない部分がいっぱいあります。それなのに、同じ程度のことを考えているという現状ですよ。6,000人、7,000人近い人たちの今までどおりで考えていくというその考え方ですけれども、村民がそんなふうにいると思っておりますか。

教育課長（愛澤伸一君） 今後帰村の時期になってどのような時期にどのぐらいの人が戻るかというのは現在の時点で予測するのは非常に難しいところでございますけれども、そうした帰村の来るべき時期に向けて必要な公共施設を準備しておきたいというのが現在の教育委員会としての考え方でございます。

また、今の時期、公民館、他の公共施設に先行する形で進んでおりますけれども、そうしますと村内で活用できる公共施設も当面は公民館だけという時期にもなるかと思っております。その中で現在の公民館と同じ300人程度の集会機能を持った施設を整備することについては決して過剰なものではないのではないかと、現在の事務方としては考えているところでございます。

7番（佐藤八郎君） 今後になるんでしょうけれども、今回は設計とか実施調査とかアスベス

トの除去ですから、今後予算化されてくるんでしょうけれども、今後プロポーザルなりのどんな形になるのかわかりませんが、どれだけの村民の機会を、村民の声や顔が届く村民と協働の公民館づくりをしようと考えていらっしゃるんですか。

教育課長（愛澤伸一君） 先ほどもお答えさせていただきましたが、現在事務局で基本構想を取りまとめ中でございます。こちらの段階で一度、社会教育関係の皆様には原案をお示ししてご意見を頂戴したいと思っております。その後、プロポーザルを経て基本設計の段階に入りますと平面図、立面図の原案も出てまいりますので、その時期になりますと住民の皆様にもある程度新しい公民館の姿がイメージしていただけるのではないかと考えております。またその時期になりましたら、住民の皆様にも原案等をお示ししてご意見、ご要望をお伺いする場を設けたいと考えております。

7番（佐藤八郎君） つくっている基本構想はいつ完成して、それを社会教育関係者に見せるのはいつで、村民に示されるのはいつになるんでしょうか。

教育課長（愛澤伸一君） 現在の公民館建設の工程表、先日の全員協議会でもお示しさせていただきましたが、11月中には基本構想の取りまとめを行ってプロポーザルの段階に入りたいと考えておりますので、11月中には住民の皆様への意見聴取の場を一度設けたいと考えております。

議長（大谷友孝君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤長平君） 6款1項15工事請負費、草野の八巻さんということですが、この施設の整備箇所はどこなんですか。第1点。

第2点。10款5項15工事請負費であります。公民館のアスベスト除去工事。レベル1という話でございます。なおかつ、公民館の玄関、大広間に向けて天井部分だということがあります。今までどうして放置されていたのか伺いたいです。2点。

復興対策課長（中川喜昭君） 被災地域の農業の整備工事ではありますが、場所は二本松市の渋川地区でございます。以上であります。

教育課長（愛澤伸一君） アスベストの除去工事の関係でございます。これにつきましては昭和の段階からいろいろと問題が出てまいりまして、いわゆるグラスウール状の吹きつけ関係のものについては非常に発がん性が高いのでということで除去の指示が来て、村の場合は柔剣道場の天井部分にそういう素材がありましたので、かなり前の時期になります。ちょっと、時期は忘れてしまいましたが、除去をしているところでございます。その後でございますけれども、公民館につきましては建材の中に練り込まれた状態で、通常の使用の範囲では飛散性がないということで、除去の対象になっていなかったものと理解してございます。今回、解体に当たりまして解体作業中の作業員の安全確保のためにどうなんだということで再度調査をしましたところ、こういった経緯が発覚したということでございまして、通常使用の状態では何ら影響がないということでございまして、今まで多くの方にご利用いただいておりますけれども、健康上の問題はないと考えているところでございます。

8番（佐藤長平君） 二本松の渋川。どのくらいの規模で実施されるのか、この際伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回施設を整備する部分の土地については、八巻さん自身が農業委員会等を通しましてお借りするという形になっています。八巻さんにつきましては、実は昨年も復興交付金を活用したいということであったんですが、病気を患いまして見送ってきたところでございます。

ことし1月ころに再度お話をいただいたんですが、もう少し様子を見てということだったんですが、ことしになりましてみずからパイプハウスをつくるなどしまして、避難地域でやっていきたいという話でなっております。パイプハウス等の整備で進めるということでもあります。

それで、パイプハウスであります、全体で4棟になりますが、3棟が間口7.2メートル、奥行き18メートルが3棟。もう1つが間口5.4メートルの奥行き9メートルということ。あとは防風ネット、電気工事、地下水を揚げるかん水用のポンプ設置ということでございます。以上であります。

8番(佐藤長平君) 前に問題となった消防屯所は分署はどういうアスベストだったんですか。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩といたします。

（午前11時39分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時42分）

議長（大谷友孝君） もう少し待っていただいてほかに質疑を受け付けたいと思いますが、よろしいですか。

5番（松下義喜君） では、17ページの委託料でございますけれども、放射線モニタリング業務で草野地区のモデルでやったところはどうなっているんだか、教えていただきたいと思っております。

復興対策課長（中川喜昭君） 大変失礼しました。草野のモデル地区についても検討してまいりたいと思っております。ええ、今回の調査の範囲に入れていきたいと思っております。

整理させていただきたいと思っておりますが、今回県に上げております事業名、先ほどから説明しておりますようにガンマーカメラでの調査をするという考えでありまして、ただ事業名がガンマーカメラを使つてのモニタリング業務ということでもありますので、この事業についてはあくまでもガンマーカメラでの委託ということでございます。以上であります。草野地区はやっておりませんので、今回の中に入れていきたいと思っております。

議長（大谷友孝君） そのほかありますか。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

（午前11時43分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時44分）

4番(北原 経君) 17ページの一般報償でこのプロポーザルという名前なんだけれども、これに関しての業者の選定方法、どのようにして選ぶんだか、やはりいいアイデアを持っている業者を選ぶためにはどうするんだか、5社。

総務課長(中井田 榮君) 指名委員会による5社の指名をしたいと考えております。

4番(北原 経君) やはり、20万円というお金がただもらえればもらうくらいの気持ちで手を挙げられたのでは困りますので、その辺きちっとしたもので進めていただきたい。

総務課長(中井田 榮君) いい提案を出していただけるよう、指名委員会の中で業者選定をしていきたいと考えております。

プロポーザルにつきましては企画提案でありまして、普通の指名競争入札とは違って金額だけの競争ではなくて、今回の公民館をつくるに当たってこういうふうにしたほうがいいですよという提案も含め、機能も含め、利用の仕方も含めて企画提案をそれぞれの業者にさせていただいて、それを審査員の方が審査をしてそして業者を決めていくという形になってございます。その上で先ほどの補正にありますように、5社を指名して提案いただいて参加報償として、1社は決まりますから、その1社には参加報償はお支払いしませんが、また漏れた業者につきましては参加報償として20万円ずつお支払いして進めていきたいと考えております。

4番(北原 経君) 1社だけはもらえないと、いい案を出して一番通ったところはもらえない、あとの4社がもらえるということなんでしょう。それに対して、審査員の報酬も入っていますけれども、その審査員の選定方法は。

総務課長(中井田 榮君) 審査員につきましてはこれからでありますけれども、これまでお世話になった先生も含めて人数も今からでありますけれども、何人が選定をさせていただいて公平公正に企画提案が審査できるような審査員を選んで進めていきたいと考えております。

4番(北原 経君) プロポーザルといういい案を出していただくというのは今までも何回かあったんですか。私、ちょっとわからないんですけど。

総務課長(中井田 榮君) そうですね。役場の近くのまでの家はプロポーザル、公営住宅もそうです。飯桶小学校も。何件か村内ではやった実績がございます。

4番(北原 経君) 今までの震災と総務課長からありましたから、お聞きしたんですけども、今までの震災も当然自主的に持っている人たちだからこれもよろしいんですけども、やはり今回の公民館というものに関しましてはアイデアのあるような審査員の方もきちっとしたのを選んでいただくと。

村長(菅野典雄君) 先ほど、佐藤八郎議員からも質問があったと思うんですが、公民館が非常に劣化して耐震の問題もあって何とかしなきゃならないと、こういうことはあって、当時平成23年度に壊して24年度に建てるという計画があったわけでありまして。ところが、ご存じのように災害に遭ってだめになってしまった。ただ、いずれ帰った場合に全くの集会施設がないということでやっていけないので今回計画をさせていただきました。

まず、面積的にはほぼこの前も多分今度も今の床面積と大体同じかその前後だと思っています。この前の設計と幾らかは変わってくるのではないかなという気がします。つまり、

人口減というのがあったり、あるいは今まで村民が使い勝手というのが中心だったものが、場合によってはそこから村のこれからの復興を発信していかなければならないというのもその中に幾らか機能として入れなければならぬとかそんなものを幾つか項目を挙げさせていただいて、先ほどの指名された業者にどんなアイデアで図面を描けますかねっていうことをさせていただく、こんなふうを考えているところでありまして、そういう意味では震災後の公民館のあり方というものを先ほどもありましたように村民にも聞いていかなければならないし、あるいは専門家等の知恵もかりていきたいと、このように思っているところであります。

4番(北原 経君) 需用費の15ページ修繕費なんですけれども、いやしの宿、この漏水、お湯の配管なんですけど、漏れているということなんですけれども、業者の選定方法はどのようにするのか、村の人を使うのか、その辺。

生活支援対策課長(細川 亨君) いやしの宿の源泉水配管漏水修繕なんですけど、まだ業者は確定しておりませんで、とりあえず概算で見積もりを出していただいたという経過になっております。

4番(北原 経君) なるべく村の業者が、この間の仕事上の、きょう休んでいるなんていう業者もおりましたので、極力村の業者を使うようにと。

生活支援対策課長(細川 亨君) 極力そういう形で進められるものは進めていきたいと、そのような答弁でよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎休憩の宣告

議長(大谷友孝君) 喫飯のため休憩とします。再開は13時30分といたします。

(午前 11時54分)

◎再開の宣告

議長(大谷友孝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時29分)

総務課長(中井田 榮君) 午前中に佐藤長平議員からご質問いただきましたアスベスト関係によります飯館分署の件でありますけれども、広域消防に確認しましたら平成3年7月26日にアスベスト工事除去工法による除去をしているということでありまして、何せ22年前のことでありまして書類等はないということで、ただ報告書の中に今ほどの平成3年7月26日には除去工法で除去をしているということがわかりましたので、ご報告をいたします。

8番(佐藤長平君) そうすると、それは解体作業時にはアスベスト除去しなければならない。それから建材については今までは除去の対象外となっていたんですけれども、それはどの年度からこういうふうに変わってきたのかお知らせを願ひたい。

◎休憩の宣告

議長(大谷友孝君) 暫時休憩します。

(午後 1時31分)

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時40分）

議長（大谷友孝君） 再開をいたします。

そのほかご質問ございませんか。

佐藤長平議員、答弁については後ほどということによろしいですね。

質問がなければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） なしと認めます。

これから、議案第65号平成25年度飯館村一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号飯館村一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第66号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第5、議案第66号村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 3点ほど伺っておきます。改正する理由が30%減額していたので10%戻したいというお話でありますけれども、なぜ減額していたのかを経過等も含め明らかにして、なぜ減額していたのを戻すことにするのかを示していただきたい。

2点目は、もともと減額は村長が提案として議会に諮られ、条例の一部改正をしたわけです。そういう点について、自分が減額しておいたものを今になって減額10%戻してほしいというその考え方を私は村民に説明するときに理解されるように伺っておきたい。

3番目は、職員の人事院勧告を受けて減額とここ数年なっていると思うし、村民も決して避難状況の中で自分が努力やそういうもので満足している所得にはないと思っておりけれども、職員、村民の状況からしてここでなぜ10%戻して自分の懐をよくしようとするのか、3項目について伺うものであります。

村長（菅野典雄君） この30%カットあるいは20%カットというのは合併問題のときに、合併問題が起きたのは地方交付税が大幅に減らされてその上でこれからどうやっていくかというところで飯館村は自立で、合併しないでやっていくと、こういうことになりますので、随より始めよということで30%、20%、議会も20%ということでさせてきていただいたという経緯でございます。

それから、ただ今回一つは、私たち三役に関しては当面の間ということで全く期限がなしで来ているということでもありますので、やはり期限をつけないといけないのではないかとということで、その改正をお願いしなければならないなとずっと思ってきたところであります。その上で、今回議会の皆さん方も当然少人数になったということもあるでしょうけ

れども、20%から10%にということでありますから、足並みをそろえさせていただければということであります。

いろいろ、職員の状況、住民の状況が決していい状況ではない、大変だという中でありますから、まさに今おっしゃられることは疑問として思いとして当然だろうと思いますが、まさに今まで以上にこの難局をそれぞれの立場でやってきていただいているという、あるいは私自身もやっていると思っています。そういう意味では、期限を切った中であれば議会ともども同じような形にさせていただければということによって上げさせていただいたところであります。以上であります。

議長（大谷友孝君） ほかに質問はありませんか。

7番（佐藤八郎君） 合併当初の減額、その後事務的ないろいろもあって、謝罪も含めて減額もあったように、いつの議会で何ぼというのは覚えていませんけれども、調べないと、そういうこともあって自分から身を切るというか、謝罪も含め今後の事務改善も含めということで減額された思いがあるんですけれども、その点においては、その部分についてはもう足りる減額をしてきたという思いで10%戻すということなのか。さらには、今村長が言うように職員が村民が所得が上がってきているようには思えないけれどもというお話もありましたけれども、それだったら別に改正しないで一緒になって頑張るのが筋じゃないかと思うんでありますけれども。

村長（菅野典雄君） 全くおっしゃられることは十分わかりますし、そういう考え方もあるだろうと思いますが、10%戻したことによって十分にその責任をしっかりと難局、復興に向けて頑張るというのも一つの考え方ではないかと思って、自分のこれからの仕事あるいは三役の仕事の重要性をさらに認識するためにもあえてこのような形で上げさせていただきました。

もう一つ、何度も言いますように期限を切つていかないと後の人が大変になると、こんなふうに思っただけの今回の一緒の上程をさせていただきました。

7番（佐藤八郎君） 期限を切るというのは今限りと条文を直せばいいんであって、当面の間を今限りにすれば期限は直るんですね。

もう一つは頑張るためにつて、10%上がらなければ頑張らないという話ではない。村長がいつも、村長の言う言葉からするといつも私ら言われているほうなので、村長がみずからそう言うのもおかしいなと思うんだけど、別に10%戻さなくても頑張っていくことには変わりないと思うんです。だから、事務改善とかいろんな部分でどれだけのことが村民に、今までと違った部分で、マニュアルはもともとあってマニュアルどおりに仕事やらなかったからのことだという話もありましたけれども、だから今度はマニュアルどおりでできるようになったから戻していくんだという話なんですか。

村長（菅野典雄君） 先ほどもお話ししましたように、いわゆるスタートしたのは議会も同じでありましょうけれども、地方交付税が大幅に減額してその中で自立していくという中でそれぞれの立場でしっかり、自分たちもやはり身を引き締めた中でやっていこうと、こういうことだったわけであります。ですから、それはそれで非常に大切なことだと思っておりますが、これからも当然自立でやっていくわけでありますから、大変なことではあるんで

すが、ごらんのように全村避難になってしまって、またそれとは別な形でこういう対応をしなければならぬ。これまでしっかりとやってこなかったから10%上げて今度はしっかりとやっていくというつもりでは全くありませんので、さらに心に引き締めて村民のためというつもりでいるということでもあります。当然、いろいろなご批判はいただくということはわかっているつもりであります、あえてその辺のこれからの復興に向けての心構えととっていただければと思っております。以上であります。

議長（大谷友孝君） ほかに質問ありませんか。

8番（佐藤長平君） 私は佐藤八郎議員とは角度を変えて質問をしたいなど。

これだけの災害に遭った、年間歳入歳出も40億円から60億円、70億円という仕事を村全体、役場全体でやっている状況を鑑みますと、私は30%減額は全部戻してもいいのではないかと考えています。この30%減額はあくまでも合併と行政改革から来たものでありまして、ここはやはりこの災害を受けてこれほどの行政量をこなしている中では1回戻すべきではないかと思うんであります。

もう一点、あわせて国から求めている職員の給与削減もあります。これ、検討中というお答えを村は出しているようなんですが、これは私は間違っていると思っております。ですから、やはり上げるものは上げる、そして抑えるものは抑えるという考え方に立たないと何でもかんでも下げていいとなっていくと、これは大衆迎合であります。ここをやはりきちんと押さえないと、私はだめなのではないかと思えます。そういう意味では今回の30%から20%減額でなくて、むしろ30%なくすと言ったほうがいいのではないか。あわせて、職員の削減も当面はしないという考え方でいくのが今の飯館村の村政執行ではないかと思うのですが、所見を伺いたい。

村長（菅野典雄君） 大変別な角度からの提案をいただきまして、ありがとうございます。

しかし、今までこうして頑張ってきたわけでありまして、先ほど佐藤八郎議員に答弁させていただいた中でやっていきたいと、このように思っています。

福島県内の首長のところを見ますと結構、若干は下げているところ、あるいは非常に短期間下げているというところがありますが、結構戻ってはいるなど、一部低いところも、いろいろな事情でやっているところもありますが、一般的にはそんな状況かなという気がします。

さらに、職員の問題であります。今、検討中という話をしているところでありますけれども、佐藤長平議員から話をいただいたようなことを十分考えているつもりでありまして12月議会には決論を出させていただいていきたいと、このように思っているところであります。

議長（大谷友孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

7番（佐藤八郎君） 議案第66号村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論をいたします。

今ほど審議する中で、30%のものを10%に戻す。なぜ減額していたのを戻す経過なり、理由を伺いました。職員や村民の状況も伺いました。まさに時期尚早的な答弁が多かったし、そのことによって頑張れる頑張れないでない。まして、同僚の長平議員からあったように、職員については12月に結論を出していきたい。それはそれ以後に考えていいような改正ではないかと、職員や村民の状況からして判断するものであります。そういう意味からすれば、みずからの意思によって減額して提案をして改正をしておいたものを、こここのときに臨時議会の中で改正する必要は私はなかったのではないかと思います、発言するものであります。

議長（大谷友孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで討論を終わります。

これから、議案第66号村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大谷友孝君） 起立多数です。よって、議案第66号村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第67号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第6、議案第67号教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 教育委員会におけるいろんな事務的な予算計上のいろいろがあつて、三役で責任をとってという部分がありました。そういう中でありますけれども、教育長はどう思われますか。

教育長（八巻義徳君） 済みません、もう一度お願いします。十分に聞き取れませんでした。

7番（佐藤八郎君） 教育委員会のいろんな事務的なミスが、マニュアルに基づいてチェック不能なりいろいろあつて、それによる減額とかいろいろ流れの中であつたんですけれども、そういう点は聞いておられてどう考えておられますかということです。

教育長（八巻義徳君） 確かに経緯、それからそういう事情というのは十分に存じ上げているわけではありませんけれども、私ども子供たちを預かったり、準交付金を預かっている場においては、常に謙虚にしっかりとミスのないような、まして教育長としては事務局のトップとしてその責任があると考えております。

議長（大谷友孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 討論なしと認めます。

これから、議案第67号教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第67号教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第68号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議長(大谷友孝君) 日程第7、議案第68号一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番(佐藤八郎君) 改正で削ることにより派遣職員以外で関係する職員はないのでしょうか。あるのでしょうか。

あとは、なぜ他自治体から支援職員が発生したときに改正しなかったのか、これまでの間の手当についてはどうなるのでしょうか。

総務課長(中井田 榮君) 説明資料ナンバー3の6ページを見ていただきたいんですけども、新旧対照表が載ってございますけれども、さきにご説明しましたように給与条例の適用除外を削除することによって、今回目黒区から今回の避難によって応援をいただいている星さんの扶養手当と住居手当を支給するようになっていきたいということでございます。

今までは、結果から申しますと、今までについてはこういった職員につきましては経過としてはおりませんでしたので、済みません、1人看護婦さんがいましたけれども、こういった条項に該当しなかったということもあって、今回は東京から応援をいただいているということで扶養手当と住居手当を該当していきたいということで、さかのぼって4月1日から適用していきたいということでの削除でございます。

議長(大谷友孝君) 副村長。

副村長(門間伸市君) 実は、今回の改正については私たちに情報が一切県からありませんでした。それで、たまたま目黒区からことしうちに任期つきで来て、今の条例だと通勤手当は出ますけれどもその他の手当は一切なしということなので、それでは応援に来てもらう方がこちらにアパートを借りて月6万円、7万円払って、奥さんも連れてきて奥さんの手当ももらえないで、たまたまボランティアで目黒区が交流があって条件、私たちも今の条例しかなかったんで、それを示して来てもらったんですね。しかし、どう考えてもおかしいということで県に問い合わせしたんです。そうしたところ、県ではもう既に任期付職員、今の適用除外を適用させていたんです。何でうちに市町村を指導する立場の県がこういう準則を流しておかなかったのかという話をしました。うっかり忘れていた話ですよ。ですから、そういうことであっては行政自治体を指導する立場の県が、私たちも抗議はしましたけれども、今回それがはっきりわかりましたので、わかった時点で改正をさせていた

だく。

改正の施行時期でありますけれども、これも既に県では2年前ぐらいからやっていたということなので、2年前ではこの手当の該当者はおりませんでしたので、ことし4月1日にさかのぼって適用させていただくということで、私たちも県に対して少しがっかりしているところではありますが、経過としては私たちもそういう情報を知る努力をしなかったというのものもあるかもしれませんが、通常ですとこういう給与条例の準則というのは県から流れてくるんですね、全市町村に。ところが今回は流れていなかったと、こういうことあります。

7番（佐藤八郎君） 説明資料で削除するわけだわな、片方。改正前と改正後は。改正前の削って何ら支障を来すような職員は現在はいないということなのかな。改正前での人はいないんでしょう、該当する人。

副村長（門間伸市君） 説明資料、非常にわかりにくくて、多分何が書いてあるかわからないって、もう少しわかりやすいというのが全員協議会で示した説明したあの資料なんですね。適用除外というのは、これが普通は今言った扶養手当とかは出さないという条項なんです。それを取り払うことによって支払えるということなので、不利益には全然ならなくて、逆に今の実態に合わせた条例の改正だということなので、本当にわかりにくくて申しわけないんですが、何のこと書いてあるのかちょっとわからないと思いますけれども、そういうことなんです。

7番（佐藤八郎君） 簡単に言えば、今まで出せなかったというやつを削ることによって出せるようになったという説明を書けばいいんでしょう。条文の中身を説明すれば。せっかく説明資料に原案よりわからないような説明資料をつけておいては、課長より、私頭悪いので、今後ぜひ改善を願いたい。

副村長（門間伸市君） 全くそのとおりでありまして、全員協議会に使った資料だと非常にわかりやすい資料だったんですけども、理解しがたいような説明資料で、かえってないほうがよかったみたいな形になっていきますけれども、もう少し丁寧にわかりやすく、説明資料ですので、書いたほうがよかったのかなと思います、今後十分意を用いてまいりたいと思います。

議長（大谷友孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第68号一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号一般職の任期付職員の採用及

び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第69号 災害公営住宅飯野町団地建設工事請負契約について

議長（大谷友孝君） 日程第8、議案第69号災害公営住宅飯野町団地建設工事請負契約についての件を議題といたします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤長平君） 確認でまず設計会社をお示してください。

復興対策課長（中川喜昭君） 設計会社は株式会社邑建築会社でございます。

8番（佐藤長平君） 設計管理会社をお示しいただきたい。

復興対策課長（中川喜昭君） 設計に対しての管理する会社は設けておりません。（「設計管理会社って普通つけるでしょう、工事管理か、工事管理会社」の声あり）設計に対する管理会社は設けておりません。工事管理会社については邑建築事務所をお願いしてあります。以上であります。

8番（佐藤長平君） 工事管理会社、業者も設計会社株式会社邑なのかい。

復興対策課長（中川喜昭君） そのとおりです。

8番（佐藤長平君） 落札された株式会社英工務店、私思い出します。15年前。この会社は死節の問題で当時議会でも議論を大いに展開した会社であります。ましてや、その死節問題を調査するため、総務委員会が現場に駆けつけたところ、総務委員会を駐在所に告訴した代理人がいる会社であります。非常に、私は不愉快に思います。このような会社がまた粗悪な材料で粗悪な工事をする可能性が十分あります。この辺を工事管理会社に徹底するご意思はあるのかどうか、まず聞いておきます。

村長（菅野典雄君） 一般的に今までの、どこの自治体も同じでしょうけれども、設計会社に工事の最終責任の監督をしてくれと、こういうことできたわけではありますが、近ごろ一部には全く違う会社が別の方が管理監督していくというのが時々入れています。飯館村も一度入れたような記憶がございます。

そういう意味で、大事業でもありますし、金額がということではありますが、指名委員会でこういう中でやったものですからそのようになってしまったということでもあります。

ただ、今佐藤長平議員がおっしゃるようなことがやはりあっては絶対いけないわけありますので、我々行政もしっかりと監督をしていかなければなりませんけれども、その監督に補助といいますか、一緒になって監督をしていくというところで今別なところをお願いをしているところでもあります。別なところはどこかという、県の外郭団体であります市町村建設支援機構をお願いをして、今おっしゃったようなことが絶対にならないような形で点検をしていただくと、そのような契約も結んでいるところがございます。以上であります。

8番（佐藤長平君） 今、どっちなの、工事管理を株式会社邑にするのか、村長答弁の支援機構にするのか、この際はっきりしていただきたい。

村長（菅野典雄君） 大変私の言葉足らずで申しわけありませんでした。現場の監督は先ほどの邑設計であります。それに村として、どうチェックをしていくかというのも大切であります。今疑問に思われたことがありますので、村にチェックの機能を強化するために村と

あくまでも村のチェック機能のところでもよろしくご指導いただきたい、お助けいただきたい、ご支援いただきたいというところの話でありまして、基本的には邑建築が現場をということではありますが、そこに任せていますと、自分たちの設計でございますので、ある意味ではしっかりとやるという意味もありますけれども、身内の自分の設計でありますから、甘くなったのでは困ると、こういうことでチェックを二重三重に入れると、そういうためのお願いの頼みの契約といえますか、そういうことでありまして、基本的には建設そのものは邑設計、設計したのも邑設計、そして現場監督も邑設計でございます。

8番（佐藤長平君） この支援機構に村にかかわってチェックをさせるということではありますが、頻度についてお答えを願いたい。

村長（菅野典雄君） 基本的には、村が現場に行って足を運ぶということにできるだけ沿っていただく、あるいはこちらで何ていいますか、邑設計との打ち合わせをするときに一緒に席を同じくしていただいてチェックをすると、こういうことでもあります。しょっちゅうというわけにもいきませんが、折に触れてやはりそういうチェックをして間違いなく設計どおり、手抜きのないような工事をしていかなければならない、このように思っているところでもあります。

8番（佐藤長平君） 工程管理の中のどの辺をチェックしようとしているのかお尋ねしたい。

村長（菅野典雄君） 基本的には、村が全く現場監督を頼んだんだから全く関知しないでもいいという話ではないし、これまでもいろいろな関知をしてきたわけでありまして。ただ、他の事業がいっぱいあります。それで、どうしても手薄になる可能性があって、今佐藤長平議員のおっしゃったようなことになってはやはり大変だということで、全般にわたって村と一緒に現場がスムーズに進んでいるのかあるいは邑設計が管理をしっかりしてもらうための打ち合わせなりなんなりということだと私は思っています。若干もし違ってあれば担当からお答えさせていただきますが、そんな思いで、何せ今おっしゃったようなご心配がないようにしていかなければならない。このように思った中でのこのような形をとらせていただいているところでもあります。

8番（佐藤長平君） だから、工程管理の中の建築工程管理の中のどこをチェックするんですか、具体的に。

復興対策課長（中川喜昭君） これから工事着手という部分で進めるわけではありますが、今村長から話がありましたように全体的な工期のきちんと進むようにという部分の工程打ち合わせもありますし、あとは建築資材、作業人夫の手配などの工期的な部分での打ち合わせとか、資材関係のこちらの設計に合ったものと、担当のほうでもチェックはいたしますが、そういう部分がきちとなっているかという部分、要所要所で毎回毎回工程打ち合わせに出ただけかどうかという部分もありますが、重要な部分については打ち合わせに参加していただくような形でお願いしていきたいと思っております。以上です。

議長（大谷友孝君） よろしいですか。

ほかに質疑。

7番（佐藤八郎君） 今、長平議員からあった部分にかかわることで、その当時その会社で大工さんをやって板を引いた方々、何人か後から聞いたら凍ってしまっている板を整板かけた

り、今課長が言う資材云々含めてきちんとチェックしていかないと、設計会社邑さん、工事管理会社邑さん、それを受け取ったのが英となっているわけで、流れ的には全く同じ流れ的なものなので、まして今度の建てるものは将来的には福島市の公営住宅という、大切なものになっていくわけなので、十分なるチェックと管理を村としても十分やるべきだと思っておりますけれども、伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 多分、ほかの自治体に住宅をつくって、できるだけ身近なところに住民の方に住んでいただくという形でつくるのは初めてだろうと思います。しかも、よく仮の町、町外コミュニティーという話がありますが、私たちはいずれこうして飯野にお世話になりながら住宅を飯野にバトンタッチしていくということも将来あるかもしれないし、あるいはそんな話も内々には話を進める話が出ているところでありますので、これは先の話でありますからまた議会との協議の中だと思っておりますが、そういう意味では問題が起きるような工事あるいは後からここは違うのではないかということが絶対にないようにしていかなければならないと思っております。

なかなか、そういう意味では人件費も上がり、あるいは資材もなかなか大変だと、あちこちで災害の工事が始まっているという中では大変だろうと思いますが、それだけにやはり我々の目をしっかりとしていくということが大事だと思いますので、今いただきましたご質問の内容をしっかりと意を用いてやっていきたいと思っております。以上であります。

議長（大谷友孝君） ほかに質問ありませんか。

4番（北原 経君） 先ほど、何社が契約に入ったのか、佐藤さんから聞かれたんですが、答弁がなかったようですので。

それから、落札の率ですね。その2点だけ。

総務課長（中井田 榮君） まず、指名業者でありますけれども、7社でございます。前の全協でご説明したかと思っておりますけれども、1社が庄司建設、2番目に東北建設、福島佐藤工業、関場建設、古俣工務店、大丸工務店、あと英工務店という7社でございます。

落札率でありますけれども、99.9%でございます。

4番（北原 経君） 7社ということで、99.9%。かなり高い数字で落ちているわけなんですけれども、普通99.9%というものがそううまくすたっと落ちるものなんだか私には疑問なんですけれども。

あとは、これは10月23日に契約完了ということの説明でしたっけか。違うか。仮契約したの。10月23日というのは、その日に契約完了。わかりました。

ここに再度、公告、入札再度となっているんですけども、書いてあるんですけども、どうということなのか。

総務課長（中井田 榮君） 今回再度公告入札を行ったということで、再び公告をやり直して入札をしたということでありまして、設計を組み直して工期も1カ月延ばして10カ月にして再度入札を行ったといった内容でございます。

4番（北原 経君） そうしますと、再度ということは前に契約したところがあるということなんでしょう。

総務課長（中井田 榮君） 前に契約したということではなくて、前回10月1日に入札をしま

して予定価格に達していなかったため再度公告入札をさせていただいたという内容でございます。

4番（北原 経君） そうしますと、入札をしてある1社に決まったということではなかったんですね。わかりました。

議長（大谷友孝君） そのほか質疑ありませんか。
なければこれで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第69号災害公営住宅飯野町団地建設工事請負契約についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

議長（大谷友孝君） この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大谷友孝君） 起立多数です。菅野さん、着席してください。よって、議案第69号災害公営住宅飯野町団地建設工事請負契約についての件は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

議長（大谷友孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第8回飯館村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後2時30分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年10月28日

飯 館 村 議 会 議 長

大谷友孝

同 会議録署名議員

北原 経

同 会議録署名議員

松下 義喜

同 会議録署名議員

伊東 利

()

()